

福井県知事 杉本 達治 殿

〔設置者の名称〕 学校法人金井学園

〔代表者の役職〕 理事長 〔代表者の氏名〕 金井 兼

大学等における修学の支援に関する法律第 7 条第 1 項の確認に係る申請書

○申請者に関する情報

大学等の名称	福井製菓専門学校
大学等の種類 (いずれかに○を付すこと)	(大学・短期大学・高等専門学校 <u>専門学校</u>)
大学等の所在地	福井市松本 3 丁目 21-20
学長又は校長の氏名	校長 藤井 幸子
設置者の名称	学校法人金井学園
設置者の主たる事務所の所在地	福井市学園 3 丁目 6-1
設置者の代表者の氏名	理事長 金井 兼
申請書を公表する予定のホームページアドレス	https://fbs.ac.jp/

※ 以下のいずれかの□にレ点 (☑) を付けて下さい。

 確認申請

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 1 項に基づき確認申請書を提出します。

 更新確認申請書の提出

大学等における修学の支援に関する法律施行規則第 5 条第 3 項に基づき更新確認申請書を提出します。

※ 以下の事項を必ず確認の上、すべての□にレ点 (☑) を付けて下さい。

 この申請書 (添付書類を含む。) の記載内容は、事実と相違ありません。 確認を受けた大学等は、大学等における修学の支援に関する法律 (以下「大学等修学支援法」という。) に基づき、基準を満たす学生等を減免対象者として認定し、その授業料及び入学金を減免する義務があることを承知していません。 大学等が確認を取り消されたり、確認を辞退した場合も、減免対象者が卒業するまでの間、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。 この申請書に虚偽の記載をするなど、不正な行為をした場合には、確認を取

り消されたり、交付された減免費用の返還を命じられる場合があるとともに、減免対象者が卒業するまでの間、自らが費用を負担して、その授業料等を減免する義務があることを承知しています。

- 申請する大学等及びその設置者は、大学等修学支援法第7条第2項第3号及び第4号に該当します。

○各様式の担当者名と連絡先一覧

様式番号	所属部署・担当者名	電話番号	電子メールアドレス
第1号	事務局 出口 美早紀	0776-52-5530	info@fmw.ac.jp
第2号の1	事務局 出口 美早紀	0776-52-5530	info@fmw.ac.jp
第2号の2	事務局 出口 美早紀	0776-52-5530	info@fmw.ac.jp
第2号の3	事務局 出口 美早紀	0776-52-5530	info@fmw.ac.jp
第2号の4	事務局 出口 美早紀	0776-52-5530	info@fmw.ac.jp

○添付書類

※ 以下の事項を必ず確認し、必要な書類の□にレ点 (☑) を付けた上で、これらの書類を添付してください。(設置者の法人類型ごとに添付する資料が異なることに注意してください。)

「(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置」関係

- 実務経験のある教員等による授業科目の一覧表《省令で定める単位数等の基準数相当分》
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》

「(2)①学外者である理事の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の設置者の理事（役員）名簿

「(2)②外部の意見を反映することができる組織への外部人材の複数配置」関係

- 《一部の設置者のみ》大学等の教育について外部人材の意見を反映することができる組織に関する規程とその構成員の名簿

「(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表」関係

- 客観的な指標に基づく成績の分布状況を示す資料
- 実務経験のある教員等による授業科目の授業計画書（シラバス）《省令で定める単位数等の基準数相当分》【再掲】

その他

- 《私立学校のみ》経営要件を満たすことを示す資料
- 確認申請を行う年度において設置している学部等の一覧

様式第2号の1-②【(1)実務経験のある教員等による授業科目の配置】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の1-①を用いること。

学校名	福井製菓専門学校
設置者名	学校法人金井学園

1. 「実務経験のある教員等による授業科目」の数

課程名	学科名	夜間・通信制の場合	実務経験のある教員等による授業科目の単位数又は授業時数	省令で定める基準単位数又は授業時数	配置困難
衛生専門課程	製菓衛生師科	夜・通信	866 時間	160 時間	
(備考)					

2. 「実務経験のある教員等による授業科目」の一覧表の公表方法

https://fbs.ac.jp/

3. 要件を満たすことが困難である学科

学科名
(困難である理由)

様式第2号の2-①【(2)-①学外者である理事の複数配置】

※ 国立大学法人・独立行政法人国立高等専門学校機構・公立大学法人・学校法人・準学校法人は、この様式を用いること。これら以外の設置者は、様式第2号の2-②を用いること。

学校名	福井製菓専門学校
設置者名	学校法人金井学園

1. 理事（役員）名簿の公表方法

<https://www.kanaigakuen.jp/organization/>

2. 学外者である理事の一覧表

常勤・非常勤の別	前職又は現職	任期	担当する職務内容 や期待する役割
非常勤	税理士	4年	財務
非常勤	弁護士	4年	法務
(備考)			

様式第2号の3 【(3)厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表】

学校名	福井製菓専門学校
設置者名	学校法人金井学園

○厳格かつ適正な成績管理の実施及び公表の概要

1. 授業科目について、授業の方法及び内容、到達目標、成績評価の方法や基準その他の事項を記載した授業計画書(シラバス)を作成し、公表していること。	
(授業計画書の作成・公表に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 通年 学校評価を取り入れる ・ 1月 教職員による意見交換、年度案ミーティング 学校教育課程編成委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 本年度授業内容進度 ・ 本年度行事内容および成果 ・ 次年度授業計画案 ・ 2月 外部非常勤講師への打診および調整 ・ 3月 次年度授業・行事計画決定 授業計画書作成・提出 ・ 4月 HPにて授業計画書公開 	
授業計画書の公表方法	https://fbs.ac.jp/group/pdf/seika_syllabus.pdf
2. 学修意欲の把握、試験やレポート、卒業論文などの適切な方法により、学修成果を厳格かつ適正に評価して単位を与え、又は、履修を認定していること。	
(授業科目の学修成果の評価に係る取組の概要)	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 8月 学校教育課程編成委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 前期試験結果報告 ・ 授業方法・内容 ・ 補講実施の審議 ・ 1月 学校教育課程編成委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・ 卒業判定 ・ 補講実施の審議(2年生) ・ 3月 後期試験結果審査および進級判定 補講実施の審議(1年生) 補講結果審査および成績評価 面談 	

3. 成績評価において、GPA等の客観的な指標を設定し、公表するとともに、成績の分布状況の把握をはじめ、適切に実施していること。

(客観的な指標の設定・公表及び成績評価の適切な実施に係る取り組みの概要)

・GPAは、学生が履修した全科目の成績の平均を数値で表したもので、本校が導入するGPAの算出式は下記に示す通りです。

- (1) 試験得点に応じて5段階(4.0、3.0、2.0、1.0、0)の数値(グレードポイント)を設定します。なお、受講を途中でやめた科目や不合格となった科目はグレードポイントが0点となります。
- (2) 各履修科目のグレードポイントに、科目の時間数をかけた値を全履修科目分合算し、その値を履修科目の時間数の合計で割ったものがGPAとなります。

【新しい成績評価とGPA】

評価	評点	グレードポイント
秀	100点～90点	4.0
優	89点～80点	3.0
良	79点～70点	2.0
可	69点～60点	1.0
不可	59点以下	0

不可はGPA計算対象外(履修時間数は関係する)

【GPAの算出方法】

GPAの算出基礎になる科目は「すべての科目」を対象とします。

算出式

$$\frac{4.0 \times \text{秀の習得時間数} + 3.0 \times \text{優の習得時間数} + 2.0 \times \text{良の習得時間数} + 1.0 \times \text{可の習得時間数}}{\text{総履修登録時間数 (不可の時間数を含む)}}$$

客観的な指標の
算出方法の公表方法

<https://fbs.ac.jp/group/pdf/hyoka-seika.pdf>

4. 卒業の認定に関する方針を定め、公表するとともに、適切に実施していること。

(卒業の認定方針の策定・公表・適切な実施に係る取り組みの概要)

1. 本校の授業科目の成績評価は、学年末において、各学期末に行う試験、実習の成果、履修状況等を総合的に勘案して行う。
2. 学業成績の評定は、次のとおり行う。
 - ① 期末成績は、試験の成績および平素の成績によって評定する。評定の時期は前期9月後期3月とする。
 - ② 学年成績は、各期の期末成績を総合して評定する。評定の時期は3月とする。
 - ③ 学年成績の総合評点は、全科目の平均（小数点2位以下四捨五入）とする。
 - ④ 同一科目を複数講師が担当している場合は、担当講師の合議によって評定する。
 - ⑤ 実習を伴う科目並びに特別の理由のある科目については、期末成績の評定を行わないことがある。
 - ⑥ 正当な理由なく試験を欠席した者および答案を提出しない者は、当該科目の試験の成績を0点とする。
 - ⑦ やむを得ない事由により試験を欠席したものに対しては、追試験を行うことがある。ただし、成績の評定は行わないことがある。
 - ⑧ 担当講師が特に必要と認めた場合は、特別な指導を行い、その結果を反映し評定を行うことができる。
3. 学業成績の評定は、評点及び評語で表す。
 - ① 評点及び評語は、次のとおりとする。

秀	評点90点以上
優	評点80点以上90点未満
良	評点70点以上80点未満
可	評点60点以上70点未満
不可	評点60点未満
 - ② 評点は、整数で表示する。
4. 学年の課程の修了認定は、校長及び校長が任命する講師において、校長の責任の下、校長が招集する教務会議を設け、各学生の課程修了の認定を協議決定する。
 - ① 学年の課程の修了認定は、次に掲げる各号の基準により行うものとする。
 - ② 学年成績の各科目の評点が、60点以上であること。
 - ③ 進級・卒業判定ならびに製菓衛生師国家試験受験資格においても、前項を含め、最終教務会議において校長が判断する。
 - ④ 製菓衛生師国家試験受験資格があると判断された者には、履修証明書を授与する。
5. 教務会議による審議の結果、学年の課程の修了を認定されない者は、留年とする。
6. 学年の課程を修了した者の卒業の認定は、校長及び校長が任命する講師において、校長の責任の下、校長が招集する教務会議の議を経て、校長がこれを行う。

卒業の認定に関する
方針の公表方法

<https://fbs.ac.jp/group/pdf/hyoka-seika.pdf>

様式第2号の4-②【(4)財務・経営情報の公表（専門学校）】

※専門学校は、この様式を用いること。大学・短期大学・高等専門学校は、様式第2号の4-①を用いること。

学校名	福井製菓専門学校
設置者名	学校法人金井学園

1. 財務諸表等

財務諸表等	公表方法
貸借対照表	https://www.kanaigakuen.jp/financial/
収支計算書又は損益計算書	https://www.kanaigakuen.jp/financial/
財産目録	https://www.kanaigakuen.jp/financial/
事業報告書	https://www.kanaigakuen.jp/financial/
監事による監査報告（書）	https://www.kanaigakuen.jp/financial/

2. 教育活動に係る情報

①学科等の情報

分野		課程名	学科名	専門士	高度専門士	
衛生		衛生専門課程	製菓衛生師科	○		
修業 年限	昼夜	全課程の修了に必要な総 授業時数又は総単位数	開設している授業の種類			
			講義	演習	実習	実験 実技
2年	昼	1,816 時間	670 時間		1,146 時間	
			1,816 単位時間／単位			
生徒総定員数		生徒実員	うち留学生数	専任教員数	兼任教員数	総教員数
40人		25人	1人	4人	7人	11人

カリキュラム（授業方法及び内容、年間の授業計画）
<p>（概要）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・通年 学校評価を取り入れる ・1月 教職員による意見交換、年度案ミーティング 学校教育課程編成委員会開催 <ul style="list-style-type: none"> ・本年度授業内容進捗 ・本年度行事内容および成果 ・次年度授業計画案 ・2月 外部非常勤講師への打診および調整 ・3月 次年度授業・行事計画決定 授業計画書作成・提出 ・4月 HPにて授業計画書公開 <p>（参考資料）</p> <p>https://fbs.ac.jp/group/pdf/seika_syllabus.pdf</p>
成績評価の基準・方法
<p>（概要）</p> <p>学業成績の評定は、評点及び評語で表す。</p> <p>① 評点及び評語は、次のとおりとする。</p> <p>秀 評点90点以上</p>

<p>優 評点80点以上90点未満 良 評点70点以上80点未満 可 評点60点以上70点未満 不可 評点60点未満</p> <p>② 評点は、整数で表示する。 (参考資料)</p> <p>https://fbs.ac.jp/group/pdf/fukuiseika_jyoho.pdf</p>
<p>卒業・進級の認定基準</p> <p>(概要)</p> <p>学年の課程の修了認定は、校長及び校長が任命する講師において、校長の責任の下、校長が招集する教務会議を設け、各学生の課程修了の認定を協議決定する。</p> <p>① 学年の課程の修了認定は、次に掲げる各号の基準により行うものとする。 ② 学年成績の各科目の評点が、60点以上であること。 ③ 進級・卒業判定ならびに製菓衛生師国家試験受験資格においても、前項を含め、最終教務会議において校長が判断する。 ④ 製菓衛生師国家試験受験資格があると判断された者には、履修証明書を授与する。</p> <p>教務会議による審議の結果、学年の課程の修了を認定されない者は、留年とする。 学年の課程を修了した者の卒業の認定は、校長及び校長が任命する講師において、校長の責任の下、校長が招集する教務会議の議を経て、校長がこれを行う。</p>
<p>学修支援等</p> <p>(概要) ・担任制 ・補講および自習室開放による自主練習</p>

卒業生数、進学者数、就職者数 (直近の年度の状況を記載)			
卒業生数	進学者数	就職者数 (自営業を含む。)	その他
12人 (100%)	1人 (8.3%)	10人 (83.3%)	1人 (8.3%)
(主な就職、業界等) ・洋菓子店、和菓子店、パン製造			
(就職指導内容) ・職業体験 (インターンシップ研修) ・履歴書作成指導 ・模擬面接 ・職場見学 ・企業説明会の実施			
(主な学修成果 (資格・検定等)) ・製菓衛生師資格取得 ・サービス接客検定3級			
(備考) (任意記載事項)			

中途退学の現状		
年度当初在学者数	年度の途中における退学者の数	中退率
22 人	2 人	9.1%
(中途退学の主な理由) 学業不振、進路変更		
(中退防止・中退者支援のための取組) <ul style="list-style-type: none"> ・担任制 ・個別面談 (随時) ・保護者面談 (随時) ・三者面談 (随時) 		

②学校単位の情報

a) 「生徒納付金」等

学科名	入学金	授業料 (年間)	その他	備考 (任意記載事項)
製菓衛生師科	100,000 円	600,000 円	600,000 円	
修学支援 (任意記載事項)				
<ul style="list-style-type: none"> ・総合型選抜減免制度 (授業料より 10 万円/年減免) ・学校推薦型選抜減免制度 (授業料より 5 万円/年減免) ・特別選抜減免制度 (授業料より 10 万円/年減免) ・法人内進学者入学金免除制度 (入学金 10 万円免除) ・法人内進学者入学検定料免除制度 (入学検定料 2 万円免除) ・兄弟学費減免制度 (本学園が設置する学校に兄弟姉妹が在籍している場合、希望する 1 名に対して学納金を 50%減免) 				

b) 学校評価

自己評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://fbs.ac.jp/group/pdf/seika_gakkouhyouka.pdf		
学校関係者評価の基本方針 (実施方法・体制)		
<ul style="list-style-type: none"> ・毎年 1 月下旬をめぐりに実施予定 本年度の自己評価をもとに、学生の保護者、菓子組合、栄養士会員の意見を取り入れ次年度のカリキュラムおよび運営の参考にする ・評価項目…教育理念、学校運営、教育活動、修学成果、学生支援、環境設備等 		
学校関係者評価の委員		
所属	任期	種別
学生保護者 (1 名以上)	1 年	学生保護者
福井県菓子協同組合または福井県洋菓子協会	1 年	協会委員、企業等役員・職員
関連企業	1 年	会社役員・職員
福井県栄養士会	1 年	協会委員
学校関係者評価結果の公表方法		
(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://fbs.ac.jp/group/pdf/seika_gakkouhyouka.pdf		
第三者による学校評価 (任意記載事項)		

c) 当該学校に係る情報

(ホームページアドレス又は刊行物等の名称及び入手方法) https://fbs.ac.jp/
--